
令和7年分

扶養親族等申告書 についてのQ & A

地方職員共済組合
年金部年金相談課調査係

目 次

○ よくある質問

- 問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。……………1
- 問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。…1
- 問3 道府県庁を退職後、現在就職しています。扶養親族等申告書を出す必要がありますか。……………1
- (類問) 現在勤務していますが、来年の3月で退職し、その後無職になる予定です。扶養親族等申告書はどのようにしたらよいでしょうか。
- 問4 私には扶養親族がいませんが、提出の必要はありますか。……………2
- 問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。……………2
- 問6 「変更なし」に該当しますが、誤って扶養親族欄を記入してしまいました。どうしたらよいですか。……………3
- 問7 扶養していた母が今年の6月に亡くなりましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればよいですか。……………3

○ 基本的な質問

- 問8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。……………5
- 問9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。……………5
- 問10 当共済組合の老齢厚生(退職共済)年金のほかに日本年金機構の老齢厚生年金を受給していますが、扶養親族等申告書は両方に提出しなければなりませんか。…6
- 問11 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。……………6

問12 私の扶養親族は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更あり」に線を印字してあるのはなぜですか。……………7

問13 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。……………7

問14 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄がすべて「0」と印字されているのはなぜですか。……………8

問15 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。……………8

問16 今回申告した内容を、確認することはできますか。……………8

問17 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。……………8

(更問) 本来は老人控除対象配偶者であったのですが、(単なる)控除対象配偶者として申告していた期間について、どのようにすればよいですか。

問18 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればよいですか。……………9

○ 扶養親族等申告書の記入について

問19 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればよいですか。……………10

問20 扶養親族等申告書の内容を、間違えて記載し送付してしまったので訂正したいのですが、どのようにすればよいですか。……………10

問21 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい(未提出扱いにする)のですが、どのようにすればよいですか。……………10

問22 昨年提出した令和6年分(当年分)の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていたので、訂正したいのですが、どのようにすればよいですか。……………11

(更問)

令和6年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていた場合、定額減税についてはどのように精算されますか。

- 問23 扶養親族等申告書の控除対象扶養親族欄を書き損じてしまいました。どのように訂正したらよいですか。……………11
- 問24 扶養親族等申告書の⁸「摘要」欄には何を書けばよいのですか。……………12
- 問25 扶養親族等申告書に本人の印鑑を押さずに（または漢字氏名を書き忘れて）投函してしまいましたが、どのようにしたらよいですか。……………14
- 問26 封筒に切手を貼り忘れたのですが、どのようにすればよいですか。……………14
- 問27 封筒にも住所や氏名等の個人情報を書かなければならないのですか。扶養親族等申告書の表面にも記入するのだから、いらぬのではないのでしょうか。……………14
- 問28 扶養親族の数が多く、扶養親族等申告書に書き切れないときは、どのように記入すればよいですか。……………14
- 問29 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。……………15
- 問30 「提出年月日」には、いつの日付を記入すればいいですか。……………15
- 問31 配偶者と母を扶養しています。令和6年分の申告内容欄には、控除対象配偶者欄と老人控除対象扶養親族欄に「1」と印字されています。ところが、申告書の⁶源泉控除対象配偶者欄に妻の名前は印字されていますが、⁷控除対象扶養親族欄に母の名前が印字されていません。
名前が印字されていないのはなぜでしょうか。印字されるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。……………15
- (更問) 定額減税については、どのようになっていますか（妻と母の分も定額減税が受けられるようになっていませんか）。

○ 控除対象となる配偶者の要件について

- 問32 令和元年の税制改正により、令和2年からの所得税について、控除対象となる扶養親族や控除額の要件はどのように変更となったのですか。……………17
- 問33 扶養親族等申告書に受給者本人の年間所得見積額900万円を超える場合には○を付すこととなっていますが、必ず記入しなくてはならないのですか。……17

○ 控除対象扶養親族等について

問34 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は62歳で、パートの収入が年額160万円程です。また、90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族となりますか。
.....19

問35 源泉控除対象配偶者に所得がある場合、「所得の種類・金額」欄は、どのように記入すればよいですか。
また、各種の所得合計額から「退職所得を除いた金額」を記載する欄が設けられていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。.....20

<参考事例>

問 64歳の妻が、老齢厚生年金（年額80万円）を受給していますが、ほかに給与収入（年額90万円）もあります。妻を私の年金の源泉控除対象配偶者として申告することができますか。

（更問）源泉控除対象配偶者の令和6年の所得見積額は46万円（給与のみ）でした。令和7年は54万円（給与のみ）となる見込みです。引き続き源泉控除対象配偶者となりますので、扶養親族等申告書は「変更なし」として提出してよいですか。

問36 源泉控除対象配偶者（または控除対象扶養親族）が、老人ホームに入りました。別居になるので変更ありとして申告すべきですか。.....23

問37 16歳未満の者は控除対象の扶養親族ではないのに、なぜ氏名を記入しなければならないのですか。.....23

問38 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、このとき子をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。
.....23

問39 再婚した後妻の子で養子縁組をしていない子は、夫の扶養親族になりますか。
.....23

問40 別居している大学生の子は、扶養親族になりますか。
また、国外に別居している場合は、要件は変わりますか。.....24

問41 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればよいですか。……………24

問42 「生計を一にする子（年間所得見積額が48万円以下で他者の扶養親族になっていない人）」は「扶養親族である子」とどう違うのですか。……………25

○ 障害者控除について

問43 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく、市からの認定書などありません。障害者控除は申告できますか。……………26

問44 私は障害を持つ家族を扶養していますが、障害の区分（特別/普通）が分からないので教えてください。……………26

問45 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか。（パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。）……………27

問46 特定医療費（指定難病）受給者証を持っています。障害者控除の適用を受けることはできますか。……………27

問47 手引きの6頁「障害者控除の説明」の表に記載のある①の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。……………28

問48 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることができますか。……………28

問49 扶養している特別障害者の同居・別居は、どのように判断するのですか。…28

問50 扶養している15歳の子が障害を持っていますが、どこに記入したらよいですか。……………29

○ 寡婦（ひとり親）控除について

問51 扶養親族等申告書の⁵「寡婦・ひとり親」欄は、受給者の年間所得見積額が500万円以下、または退職所得を除いた年間所得見積額が500万円以下に依じて

記載箇所が異なりますが、これはどのような違いがあるのでしょうか。……30

問52 私には会社に勤めている子がおり、子の年間所得見積額は300万円です。令和6年8月に妻が亡くなりましたが、私は所得税法上のひとり親控除に該当しますか。……30

問53 寡婦控除またはひとり親控除を受けるための配偶者の「生死が明らかでない方」というのは、具体的に「〇年間、生死が明らかでない場合」といった要件などはありますか。……31

問54 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者（フリーまたは個人事業主の親族従業員（年間所得見積額は48万円以下））としています。私の本年分の年間所得見積額は600万円ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の控除対象扶養親族になっておりません。……32

問55 私は内縁関係にあった男性と別れた未婚の母ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。……32

問56 16歳未満の子は控除対象ではありませんが、寡婦控除の要件である「扶養親族または生計を一にする子」に該当しますか。……33

問57 私は妻を源泉控除対象配偶者としていました。ところが、妻は令和6年9月に亡くなりました。このような場合、私は配偶者控除とひとり親控除を併せて適用となりますか。……33

問58 私は年間所得見積額が500万円以下であり、過去に夫と離婚したことがありますが、寡婦控除に該当しますか。

なお、親族などを扶養していません。……34

問59 夫と死別し、収入は年金収入のみです。子と孫を扶養に入れていましたが、子の年間所得見積額が48万円を超えたため、子が扶養から外れることになりました。孫は扶養しています。私は寡婦控除に該当しますか。……34

問60 「生計を一にする子」とは、どのような場合に該当するのですか。……34

（更問）離婚後、元妻が引取った子（16歳）の養育費を元夫が負担している時は、その元夫と子は「生計を一にしている」ものとして元夫の扶養控除の対象として差し支えありませんか。

問61 手引きに源泉所得税額の計算方法が載っていないので、源泉所得税額の計算方法を教えてください。……………35

○ 個人番号（マイナンバー）関係について

問62 扶養親族等申告書には誰の個人番号（マイナンバー）を記入するのですか。…37

問63 扶養親族等申告書に記入する個人番号（マイナンバー）は、どのように確認すればよいですか。……………37

問64 扶養控除を申告する場合、必ず、当該扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入しなければならないのですか。……………38

問65 個人番号（マイナンバー）を記入しないで提出した場合はどうなるのですか。…39

問66 扶養親族等がない場合は、個人番号（マイナンバー）の記入をしなくてもよいのですか。……………39

問67 私は以前から扶養控除を記入して扶養親族等申告書を提出していますが、扶養親族等に変更はなく、令和7年分の扶養親族等申告書には「変更なし」として提出する予定です。

その場合、個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。……………39

問68 「変更あり」として申告する場合は、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。……………40

問69 昨年、扶養親族等申告書を提出した際に、扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入したはずですが、「個人番号」欄には「****申告済*****」と表示されていませんが、どうしてですか。……………41

問70 扶養親族等申告書の個人番号欄の横の組合使用欄にある数字は、何ですか。…41

問71 マイナンバー制度について、詳しく教えてください。……………41

○ その他

問72 返信用封筒の宛先が東京都荒川区で「ニューコン株式会社 情報サービス事業部内」となっているのは、どうしてですか。……………42

問73 平成29年、日本年金機構においては、扶養親族等申告書に係る業務委託先でのデータの入力漏れ、入力ミス及び契約違反による再委託等が問題になっていましたが、今年の共済組合の業務委託先である「ニューコン株式会社」は、信頼できる業者ですか。……………42

問74 令和6年分の源泉徴収票はいつ発送されますか。……………42

問75 所得税額が定額減税分に達していない場合、減税額に達するまで来年以降も減税されますか。……………43

問76 現時点での減税額を教えてください。……………43

問77 給与収入と年金収入があり、双方で減税されています。二か所で減税されているので確定申告をする必要がありますか。……………43

問78 年金の支給額から源泉徴収して欲しかったが、源泉徴収されていませんでした。令和7年は年金の支給額から源泉徴収を希望する場合は申告書はどのように記載したらよいのでしょうか。……………44

問79 令和6年の申告書を提出する際に、配偶者の所得見積額をどのように記入したか
忘れしました。定額減税の対象となっているか確認はできますか。……………44

(更問)

私の定額減税分に含まれていない配偶者の分の減税はどのようになっているのでしょうか。

○ よくある質問

問1 扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、どうなりますか。

答 年金の支給額から公的年金等控除額を含む基礎的控除額を控除した上で、5.105%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いすることとなります。

この場合、本来、障害者控除や寡婦控除等を受ける希望がある方は、年金から源泉徴収する所得税が高くなり、支給額が少なくなりますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

なお、令和元年の税制改正により、単身で、ほかに障害者控除や寡婦控除等を受けない方は、扶養親族等申告書を提出された場合と提出されなかった場合で所得税率に差がなくなったため、当共済組合の年金について「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要はありません。

◇扶養親族等申告書の提出がない場合の源泉徴収税額の計算

= (各支給期の支給額－基礎的控除) × 5.105% (税率5% × 102.1%※)

※ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月2日法律第117号）に基づき、平成25年から令和19年までの各年分の所得税に対して2.1%の復興特別所得税が加算されています。

問2 受給者が亡くなっている場合、扶養親族等申告書はどうすればよいですか。

答 既にお亡くなりになられている場合は、扶養親族等申告書の提出は不要です。

なお、受給者の死亡の手続きをしていない場合は、すみやかに当共済組合の年金相談窓口（電話：03-3261-9850）に連絡してください。

問3 道府県庁を退職後、現在就職しています。扶養親族等申告書を出す必要がありますか。

答 提出は不要です。

会社等に勤務されており、給与から所得税を源泉徴収されている場合には、勤務先において各種控除（配偶者控除、扶養控除及び受給者本人に係る障害者控除等）を受けることができますので、年金に係る「扶養親族等申告書」をご提出いただく

必要はありません。

なお、基礎控除については扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、双方から控除され、二重控除となるため、後日、確定申告により税の精算を行う必要があります。

(類問) 現在勤務していますが、来年の3月で退職し、その後無職になる予定です。
扶養親族等申告書はどのようにしたらよいでしょうか。

答 年金についての扶養親族等申告書は、今回は提出せずに、退職後に現在お持ちの「令和7年分の扶養親族等申告書」を当共済組合に提出してください。なお、令和7年3月以降に提出する場合は、今回お送りした返信用封筒(送付先が東京都荒川区のもの)は使用せず、当共済組合の年金相談課調査係(〒102-8601 千代田区平河町2-4-9)に送付してください。

また、令和7年分の扶養親族等申告書を提出せずに、確定申告で所得税の精算を行うこともできます(確定申告を行った際に最終的に納付する所得税額は同じです)。

※ 就職先を退職し、所得が年金収入のみになった場合は、随時、扶養親族等申告書の提出を受け付けます。

問4 私には扶養親族がいませんが、提出の必要はありますか。

答 扶養親族がおらず、他にご本人に係る障害者控除や寡婦控除等に該当しない場合は、提出は不要です。

なお、ご本人が所得税法上の障害の状態に該当する場合や寡婦等の場合は、障害者控除や寡婦控除等が受けられますので、提出してください。

問5 昨年申告した扶養親族等の申告内容に変更はありませんが、提出しなければなりませんか。

答 扶養親族がいる場合またはご本人の障害者控除等がある場合は、昨年の申告内容から変更がなくとも、年金から所得控除を受けるために提出が必要です。

昨年の申告内容と変更がない場合で、個人番号(マイナンバー・12桁)欄に「***申告済****」と表示されている方は、1の「変更なし」に斜線を引き、2を記入して提出してください。この場合、3から8までの扶養親族等の状況を記入する必要はありません。

なお、個人番号（マイナンバー）欄が空欄となっている場合や申告済みの個人番号（マイナンバー）に変更が生じた方は、当組合に個人番号（マイナンバー）を申告いただく必要がありますので、「変更あり」に該当します。扶養親族等申告書の1の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

※ 勤務先で所得控除を受ける等の理由により、令和7年分の年金からは所得控除を受けないとする場合は、扶養親族等申告書を当共済組合へ提出は不要です。

<個人番号（マイナンバー）に変更が生じた場合>

6 源泉控除対象配偶者等									
氏名	続柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障害の状況		
					年金	給与	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	手帳の種類	等級
共済 花子	配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含:老人控除対象配偶者)	大 昭 平 3 7 . 2 . 1	0 同居 1 別居(国内) 別居(国外)	年金 万円	給与 万円		1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	1 普通障害 2 特別障害
個人番号 (マイナンバー)	0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 * * * * * 申 告 済 * * * * *		組合使用欄	別居(国外)	その他 万円	万円			

「問66」も参照してください。

問6 「変更なし」に該当しますが、誤って扶養親族欄を記入してしまいました。どうしたらよいですか。

答 誤って記入したところを二重線で消してください。
なお、訂正印は不要です。

※ 関連 「問23」

問7 扶養していた母が今年の6月に亡くなりましたが、今回の扶養親族等申告書はどのように記入すればよいですか。

答 受給者本人の基礎控除のみになる場合と、他の控除を引き続き受ける場合で異なります。

●受給者本人の基礎控除のみになる場合（本人に障害がなく、寡婦に非該当で他に扶養親族がない場合）

→申告書の提出は不要です。提出されないことで、お母様は控除対象から外れます

(取消の申告は不要です)。

●**受給者本人に障害がある、他の扶養親族がいる等で控除を受ける場合**

→昨年と申告内容が変わりますので、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

例えば、扶養親族が妻と母であったが、母が亡くなり妻のみ申告する場合、次のように記入してください。

- ・扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、扶養親族等申告書の⁶「源泉控除対象配偶者等」欄に妻について必要事項を記入
- ・その一行下の⁷控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）欄には、何も記入しない。
- ・⁷の「氏名」欄に母の氏名が印字され、母の「個人番号（マイナンバー）」欄に「****申告済****」の表示がある場合には、二重線で消す。
- ・その他の申告する事項は、すべて記入して提出。

※ 「控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄に氏名等の記入がないことをもって、申告する扶養親族がないものと判断します。

○ 基本的な質問

問8 扶養親族等申告書とは、どのような手続の書類ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、課税対象となります。

扶養親族等申告書は、当共済組合がお支払いする年金から所得税を計算するうえで、所得控除（基礎的控除（本人分）、配偶者控除、扶養控除等）を受けるためには、必ず提出していただく書類です。

問9 扶養親族等申告書の送付対象者は、どのような方ですか。

答 老齢または退職を支給事由とする年金を受給されている方のうち、次に該当する方です。

65歳未満の方	支給年金額が108万円以上
65歳以上の方	支給年金額が158万円以上の方の方 （ただし、退職共済年金または老齢厚生年金の受給者の方は、当共済組合の年金だけで支給年金額が80万円以上ある方）

なお、以下に該当する方は、扶養親族等申告書を送付していません。

- 1 遺族（共済）年金受給権のある方……非課税
 - 2 障害（共済）年金受給権のある方……非課税
 - 3 退職（共済）年金受給権のある方のうち、源泉徴収の対象外となる次の方
 - (1) 退職共済年金の受給者の方で、支給年金額が80万円未満の方
 - (2) 老齢厚生年金の受給者の方で、支給年金額が80万円未満の方
 - (3) 老齢基礎年金が支給されない場合で
 - a) 昭和36年1月1日以前に生まれ、支給年金額が158万円未満の方
 - b) 昭和36年1月2日以後に生まれ、支給年金額が108万円未満の方
- ※ 上記の支給年金額は、扶養親族等申告書の送付準備の都合上、令和6年9月5日時点のデータにより判断しています。
- (4) 国外居住者の方

問10 当共済組合の老齢厚生（退職共済）年金のほかに日本年金機構の老齢厚生年金を受給していますが、扶養親族等申告書は両方に提出しなければなりませんか。

答 控除を希望する方の年金の申告書に扶養親族等の氏名等の必要事項を記載して提出してください。もう一方の年金への「扶養親族等申告書」の提出は不要です。

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」に当たることから、それぞれの支給年金額が108万円（65歳未満の場合）以上となる場合に、それぞれの年金から所得税が源泉徴収されます。そのため、それぞれの年金について「扶養親族等申告書」がお手元に送られています。

扶養親族がいる場合、または、ご自身が障害者や寡婦等に該当する場合に年金から所得控除を受けるには、「扶養親族等申告書」の提出が必要ですが、配偶者または扶養親族に係る控除及び受給者本人に係る障害者控除等の各種控除を、それぞれの年金で、二重に控除を受けることはできません。したがって、どちらか一方に提出してください。

なお、扶養親族がおらず、ご自身が障害者や寡婦等に該当しない場合は、令和2年分からは、「扶養親族等申告書」を提出された場合と提出されなかった場合で所得税率に差がなくなったため、どちらの年金についても「扶養親族等申告書」の提出は不要です。

問11 この扶養親族等申告書を提出しても、確定申告は必要ですか。

答 年金は、所得税法上「雑所得」に当たるので、所得税の源泉徴収は行いますが、年末調整は行いませんので、共済組合は税金の確定は行うことができません。そのため、確定申告を行うことが原則ですが、「公的年金等の収入が400万円以下」かつ「公的年金以外の所得が20万円以下」の場合は、所得税法上は、確定申告は不要とされています。

なお、確定申告が不要となる場合であっても、公的年金以外の所得がある場合には、住民税に係る申告（住民税の算定の基となる所得金額を申告するもの）が必要となる場合があります。

また、医療費控除、社会保険料控除などの各種控除を受ける場合には、確定申告を行う必要があります。

詳細については、所得税の確定申告に関しては最寄りの税務署に、また、住民税に係る申告に関してはお住まいの市区町村に確認してください。

◇ 確定申告が必要な方

- ① 年の途中で、扶養親族等の人数が死亡以外で増減するなど申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方
- ② 年金以外の収入（給与等）がある方、公的年金等の収入が400万円を超える方
- ③ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除等を受ける方

◇ 確定申告が不要の方

年金以外の収入がなく（公的年金以外の所得20万円以下）、公的年金等収入が400万円以下であり、上記③の各種控除を受けない方

問12 私の扶養親族は、昨年と変わらないのですが、あらかじめ「変更あり」に線を印字してあるのはなぜですか。

答 当共済組合に対して「扶養親族等申告書」を初めて提出される方または当共済組合に令和6年分の同申告書を提出されていない方には、あらかじめ「変更あり」に斜線を印字して送付しています。

◇ 「変更あり」に斜線を印字しているケース

- ・ 令和6年分の扶養親族等申告書が未提出の場合
（本人の基礎控除のみのため、令和6年分を提出していない場合も含まれます。）
- ・ 支給年金額が増額し、令和7年分から課税対象となった場合（「問9」参照）

問13 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字されているのはなぜですか。

答 令和6年分の扶養親族等申告書が提出されていない場合及び昨年において支給年金額が基準額以下で源泉徴収不要者であった場合は、扶養親族等の登録がありませんので、全て「*」で印字しています。

※ 「令和6年の扶養親族等の内訳」欄が全て「*」で印字している方は、あらかじめ「変更あり」に斜線を引いた用紙を送付しています。これは、現時点で当共済組合には扶養親族等の登録がありませんので、該当者が扶養親族等申告書を提出する場合、当共済組合での扶養親族等の登録内容が必ず「変更あり」の扱いになるからです。令和7年分の扶養親族等申告書を提出する場合には、申告する該当事項をすべて記入する必要があります。

問14 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄がすべて「0」と印字されているのはなぜですか。

答 本人に障害がなく、配偶者及び扶養親族がいない場合には、すべて「0」が印字されています。令和7年も同じ状況であれば、扶養親族等申告書の提出は不要です。

問15 扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「2」と印字されているのはなぜですか。

答 配偶者が70歳以上で、年間所得見積額が48万円以下の場合、「老人控除対象配偶者」に該当するため、事務処理の都合上、「2」と印字しています（この数字は人数を表しているものではありません）。なお、老人控除対象配偶者の方については、控除対象配偶者欄が「2」と印字されますので、「老人」欄には印字がされません（「老人」欄には、配偶者を除く70歳以上の「控除対象扶養親族」の方がいればその人数が記載されます。）。

問16 今回申告した内容を、確認することはできますか。

答 このたびの一斉調査で、多数の方々（約20万人）の扶養親族等申告書を順不同に処理しているため、処理期間中はあなた様の分を探し出して確認することは出来かねます。

申告内容の確認がシステムで可能となるのは、12月23日（月）以降です。

問17 配偶者は72歳ですが、扶養親族等申告書の¹「令和6年の扶養親族等の内訳」欄の控除対象配偶者が「1」と印字されています。なぜですか。

答 配偶者が70歳以上で年間所得が48万円以下の場合、老人控除対象配偶者となるため、正しくは控除対象配偶者欄を「2」として登録する必要があります。

考えられる事としては、配偶者が70歳になる年分の扶養親族等申告書を提出する際に、「変更あり」で老人控除対象配偶者に該当する旨を申告するべきところ、前年分から「変更なし」として申告されたため、「1」のままになっていると考えられます。

令和7年分については、受給者本人の年間所得見積額が900万円以下で配偶者の年

間所得見積額が48万円以下の老人控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等申告書の①の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

(更問) 本来は老人控除対象配偶者であったのですが、(単なる)控除対象配偶者として申告していた期間について、どのようにすればよいですか。

答 過去の分については、その年の確定申告で、老人控除対象配偶者として申告をしていれば、所得税の精算は終了していますので、今回の申告から「老人控除対象配偶者」として提出してください。

確定申告で老人控除対象配偶者として申告をしていない場合は、5年前まで遡って修正申告を行えば、所得税が還付される可能性がありますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問18 提出期限に間に合わないときは、どのようにすればよいですか。

答 随時、扶養親族等申告書を受け付けておりますので、すみやかに提出してください。

ただし、委託先への速達でのご提出はご遠慮願います。速達で送付いただいても到着日に大幅な違いはないこと、提出期限は余裕を持って設定していること、及び定例郵便物の定期配達以外で郵便局員が来訪することにより対応が煩雑になること等の理由からです。

なお、令和7年分として最初の年金支給(令和7年2月期)に申告内容の変更を反映させるためには、令和6年12月20日(金)までに到着する必要があります。

その後、申告内容に変更があった場合は、確定申告で所得税の精算をしてください。

○ 扶養親族等申告書の記入について

問19 扶養親族等申告書を提出した後に申告内容に変更があった場合は、どのようにすればよいですか。

答 提出後に申告内容に変更があった場合は、ご連絡いただければ再度「令和7年分扶養親族等申告書」を送付します。扶養親族等申告書の1の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

なお、年の途中で扶養親族の方が死亡された場合でも、死亡された年については所得控除を受けることができますので、変更する必要はありません。

なお、令和7年分として最初の年金支給（令和7年2月期）に申告内容の変更を反映させるためには、令和6年12月20日（金）までに到着する必要があります。

その後、申告内容に変更があった場合は、確定申告で所得税の精算をしてください。

問20 扶養親族等申告書の内容を、間違えて記載し送付してしまったので訂正したいのですが、どのようにすればよいですか。

答 再度「令和7年分扶養親族等申告書」を提出していただくこととなります。

用紙を送付しますので、当共済組合の年金相談課調査係（電話：03-3261-9842）に連絡してください。

申告内容に変更がある場合は、扶養親族等申告書の1の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

なお、再度ご提出をいただくのは、多数の方々の扶養親族等申告書を順不同に処理しており、特定して抜き取ることができないためですので、ご了承ください。

問21 扶養親族等申告書の提出を取り下げたい（未提出扱いにする）のですが、どのようにすればよいですか。

答 はがきまたは封書に、年金証書記号番号、氏名、令和7年分の扶養親族等申告書の提出を取り下げる旨を記入し、当共済組合の年金相談課調査係（〒102-8601 千代田区平河町2-4-9）に送付してください。所得税額に影響するものですので、お電話でのご連絡には応じかねますので、ご了承ください。

当共済組合に扶養親族等申告書の提出を取り下げる旨のはがきまたは封書が届きましたら、対応可能な直近の年金の支給期より、年金の支給額から公的年金等控除額を含む基礎的控除額を控除した上で、5.105%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いすることとなります。

問22 昨年提出した令和6年分（当年分）の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていたので、訂正したいのですが、どのようにすればよいですか。

答 令和7年1月中に「令和6年分の公的年金等の源泉徴収票」を送付しますので、それを使って、令和7年2月中旬～3月中旬の間に確定申告を行い、所得税の精算を行ってください。

(更問) 令和6年分の扶養親族等申告書の申告内容が間違っていた場合、定額減税についてはどのように精算されますか。

答 質問のような場合には、確定申告によって精算していただくこととなりますので、お近くの税務署にて手続きをして下さい。

令和6年分所得税の定額減税 Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年8月改訂版】）（国税庁作成）によると、「1-9定額減税の実施方法 公的年金等【令和6年5月修正】問 公的年金等に係る定額減税は、どのように実施されるのですか。」において、「最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって行われることとなります。」とされています。

問23 扶養親族等申告書の控除対象扶養親族欄を書き損じてしまいました。どのように訂正したらよいですか。

答 修正テープ等で消して、上から記入してください（紙を貼り付けると厚さが変わり、機械の読み取り処理に支障をきたすので、おやめください。）。

また、二重線で消して書き直しても構いません。

なお、いずれの場合も訂正印の押印は不要です。

扶養親族等申告書の破損がひどい場合は、再度扶養親族等申告書を送付しますので、当共済組合の年金相談課調査係（電話：03-3261-9842）に連絡してください。

問24 扶養親族等申告書の8の「摘要」欄には何を書けばよいのですか。

答 下記(1)～(5)に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に以下の内容を記入し、書類の添付が必要な場合には書類も提出してください。

- (1) 受給者本人または扶養親族に所得税法上の障害者に該当する方がいる場合
 - ・障害者に該当する方の「氏名」、手帳等の「交付年月日」
 - (2) 国内で別居している配偶者・扶養親族がいる場合
 - ・配偶者、扶養親族の「氏名」および「住所」
 - (3) 国外に居住している配偶者がいる場合
 - ・配偶者の「氏名」および「住所」
 - (4) 国外に居住している配偶者以外の扶養親族で次の①から④に該当する方がいる場合
 - ・扶養親族の「氏名」、「住所」および下記の「①から④のいずれか該当する番号」
 - ① 対象者の年齢が16歳以上30歳未満、または、70歳以上である方
 - ② 30歳以上70歳未満の方で、留学のため国内に住所を有しなくなった方
 - ③ 30歳以上70歳未満の方で、障害者に該当する方
 - ④ 30歳以上70歳未満の方で、その年において、年金受給者から生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みである方
- ※ 「国外に居住している」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。国外に居住している控除対象配偶者や扶養親族がいる場合には、上記(3)、(4)の①～④の区分に応じ書類の提出が必要です(13頁「扶養親族(配偶者も含む)が国外に居住している場合に必要な添付書類」参照)。
- ※ 16歳以上30歳未満：平成8年1月2日～平成22年1月1日生まれの方
70歳以上：昭和31年1月1日以前生まれの方
- ※ 障害者に該当するかは、手引きの6頁で確認してください。
- (5) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合
 - ・他の所得者の扶養親族である扶養親族の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」、「生年月日」および「住所」
 - ・上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」および「住所(同居もしくは別居)」
- ※ (5)に該当する方については、7の「控除対象扶養親族」欄への記入は不要です。
- ※ 生計を同じくする者のなかで、2人以上の所得者がいる方は、扶養親族等をどちらの所得者の控除対象扶養親族とするのか選択することになります。
- ※ この欄は、源泉徴収税額の計算には直接影響しません。

【添付書類】

上記（３）、（４）①～④に該当する方がいる場合は、下記の書類を添付してください。

扶養親族（配偶者も含む）が国外に居住している場合に必要な添付書類

国外に居住している方		区分	提出書類について
配偶者		(3)	「親族関係書類」 ● 「親族関係書類」
扶養親族	16歳以上30歳未満 または 70歳以上である方	(4) の①	(1)または(2)のいずれかの原本を提出してください。 (1) 次の両方の書類 ① 戸籍の附票の写し、その他国または地方公共団体が発行した書類 ② 国外に居住している方の旅券（パスポート）の写し
	30歳以上70歳未満の方	(4) の②	「親族関係書類」 及び 「留学ビザ等書類」 (2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その方が受給者の親族であることを証明するもの（その方の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限ります。）
		(4) の③	「親族関係書類」
		(4) の④	「親族関係書類」 ● 「留学ビザ等書類」：写しを提出してください。 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、該当者が留学の在留資格に相当する資格を持って国外に在留することにより、国内に住所及び居所を有しなかった旨を証するもので(1)または(2)の書類 (1) 外国における査証（ビザ）に類する書類 (2) 外国における在留カードに相当する書類 ※ 書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文も必要です。

問25 扶養親族等申告書に本人の印鑑を押さずに（または漢字氏名を書き忘れて）投函してしまいましたが、どのようにしたらよいですか。

答 扶養親族等申告書に押印は不要となりましたので、再提出の必要はありません。漢字氏名を書き忘れた場合は、来年は必ず記名してください。

問26 封筒に切手を貼り忘れたのですが、どのようにすればよいですか。

答 今回はそのまま受領しますが、来年は必ず切手を貼ってください。

問27 封筒にも住所や氏名等の個人情報を書かなければならないのですか。扶養親族等申告書の表面にも記入するのだから、いらないのではないのでしょうか。

答 毎年行っているこの度の一斉調査では、扶養親族等申告書を入れずに封筒のみを提出される方が必ずいらっしゃいます。その場合にどなたから提出されたものかを確認し、後日、ご本人に確認の連絡をする必要がありますので、封筒にも住所、氏名等の記入をお願いしています。

例えば、封筒に住所、氏名等の記入がなく、扶養親族等申告書を入れずに投函された場合、当共済組合では、送り主が分からず、処理ができないため、投函されたご本人は申告書を提出したつもりでも、当共済組合への扶養親族等申告書の提出がない場合と同様に取り扱うこととなります。

その場合は、「未提出」扱いとして、年金の支給額から公的年金等控除額を含む基礎的控除額を控除した上で、5.105%の所得税を源泉徴収して年金をお支払いすることとなります。

問28 扶養親族の数が多く、扶養親族等申告書に書き切れないときは、どのように記入すればよいですか。

答 5人目以降の扶養親族については、扶養親族等申告書の裏面に記入してください。裏面にも書ききれない場合は、任意の用紙で構いませんので、書き切れない扶養親族についての「氏名・続柄・生年月日・同居別居・所得の種類・金額・障害者控除に該当する場合には、障害の状況・個人番号（マイナンバー・12桁）」を記入し、扶養親族等申告書に同封して共済組合に提出してください。

なお、裏面に記載いただいた扶養親族等の情報は、システム上、印字することが不可能ですが、当組合で氏名、個人番号（マイナンバー）等の個人情報適切に管理いたしますのでご安心ください。

問29 受給者が高齢のため、長男が代筆してもよいでしょうか。また、その旨を記載する必要はありますか。

答 代筆されても差し支えありません。扶養親族等申告書の表面の[2]に代筆者の氏名等を記入してください。

問30 「提出年月日」には、いつの日付を記入すればいいですか。

答 提出予定日を記入してください。記入された日でも差支えありません。

問31 配偶者と母を扶養しています。令和6年分の申告内容欄には、源泉控除対象配偶者欄と老人控除対象扶養親族欄にそれぞれ「1」と印字されています。ところが、申告書の[6]源泉控除対象配偶者欄に妻の名前は印字されていますが、[7]控除対象扶養親族欄に母の名前が印字されていません。

名前が印字されていないのはなぜでしょうか。印字されるようにするにはどうしたらいいのでしょうか。

答 令和6年分の申告内容欄に「1」が印字されていれば、お2人の控除を受けられていますので、税金の計算に支障は生じていません。

扶養親族の氏名の印字がされていないのは、個人番号（マイナンバー）が登録されていないためです。令和7年分に申告内容の変更がなくても、申告用紙の[1]「変更あり」に斜線を引き、[2]～[8]の該当欄の予め印字されている箇所以外、すべて記載して提出してください。

<問31 控除対象配偶者のみ印字されており、扶養親族の印字がない場合の記入例>

1	変更なし	変更あり
---	------	------

1 「変更あり」に斜線を引く

2	キウサイ 知ウ	男	生年月日	明・夫・昭	配偶者 有無	有・無
氏名	共済 太郎	女	33年 6月 10日	(続柄)		
			代筆者 氏名等			
住所	〒 102-8601			TEL(03)3261-9842		
	東京都千代田区平河町2-4-9					

2 欄に氏名、住所等を記入する。

6 源泉控除対象配偶者等										
氏名		続柄	扶養区分	生年月日	住所	所得の種類・金額 【所得=収入-控除額】 ※収入欄ではありません		障害の状況		
共済 花子		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含:老人控除対象配偶者)	大 昭 年	0	同居	年金	左記の合計所得金額から 遺贈所得を除いた金額(遺贈所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 普通障害
				40.56	1	別居(国内)	給与			
別居(国外)	その他	万円	万円	3 その他						
個人番号 (マイナンバー)	* * * * *	申告済	* * * * *	組合使用欄						
7 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の控除対象扶養親族等については、裏面に記載してください。										
氏名		続柄	扶養区分	生年月日	住所	所得の種類・金額 【所得=収入-控除額】 ※収入欄ではありません		障害の状況		
共済 きく		2 子 3 父母	2 控除対象扶養親族 (16歳以上)	大 昭 年	0	同居	年金	左記の合計所得金額から 遺贈所得を除いた金額(遺贈所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 普通障害
				67.8	1	別居(国内)	給与			
別居(国外)	その他	万円	万円	3 その他						
個人番号 (マイナンバー)	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4									

6 欄の印字されていない箇所のうち、該当箇所を記入する。

7 欄に扶養親族について申告する内容を記入する。

(更問) 定額減税については、どのようになっていますか(妻と母の分も定額減税が受けられるようになっていますか)。

答 控除対象配偶者以外の扶養親族(国内居住中に限る)は、令和6年分の申告内容欄に数字の印字があれば、定額減税の対象となっています。

控除対象配偶者は、個人番号(マイナンバー)の申告がない等で個人番号(マイナンバー)の登録ができなかった方については、定額減税額の計算から除外されています。

なお、令和6年6月支給期時点での登録内容によって年金からの定額減税額は決まっており、定額減税の額を修正することはできません。令和7年2月中旬～3月中旬の確定申告にて最終的な所得税の金額を精算することとなります。

お手続きの方法等の詳しいことについては、所得税についてはお近くの税務署、住民税についてはお住まいの自治体にお問い合わせください。

○ 控除対象となる配偶者の要件について

問32 令和元年の税制改正により、令和2年からの所得税について、控除対象となる扶養親族や控除額の要件はどのように変更となったのですか。

答 令和元年分までは、受給者本人の年間所得見積額が900万円以下の方の場合、受給者本人と生計を一にする配偶者（※）の年間所得見積額が85万円以下であれば、控除対象配偶者（年間所得見積額が38万円以下の配偶者の年齢が70歳以上の場合は老人控除対象配偶者）に該当しました。

しかし、令和2年分から、給与所得控除額及び公的年金等控除額がそれぞれ引き下げられ、扶養親族に係る基礎控除が10万円引き上げとなりました。

上記の変更により、原則、公的年金等の金額が1,000万円以下で、かつ年金以外の所得が1,000万円以下の方は、源泉徴収税額には影響ありません。

※ 青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および白色事業専従者を除きます。

問33 扶養親族等申告書に受給者本人の年間所得見積額900万円を超える場合には○を付すこととなっていますが、必ず記入しなくてはならないのですか。

答 「900万を超える」場合のみ○を付してください。

この欄が未記入の場合は、受給者本人の所得は「900万円以下」と判断し、処理をいたします。

この欄は、平成29年度の税制改正により、平成30年から、控除対象となる配偶者の要件が変更され、受給者本人の所得要件（年間所得見積額が900万円以下であること）が新たに設けられたため、それを確認するために記入していただくものです。

(参考事例)

配偶者の状況			受給者本人の年間所得見積額			
年齢	年間所得見積額	障害者	900万円以下	900万円を上回る		
70歳未満	48万円以下	非該当	源泉控除対象配偶者	× (控除対象にはならない)		
		該当	源泉控除対象配偶者及び障害者控除	障害者控除		
	48万円を上回る～95万円以下	非該当	源泉控除対象配偶者	/		
		該当				
	70歳以上	48万円以下	非該当		老人控除対象配偶者	× (控除対象にはならない)
			該当		老人控除対象配偶者及び障害者控除	障害者控除
48万円を上回る～95万円以下		非該当	源泉控除対象配偶者		/	
		該当				

○ 控除対象扶養親族等について

問34 私の年間所得見積額は900万円以下であり、私の妻は62歳で、パートの収入が年額160万円程です。また、90歳になる母は遺族年金を160万円程受給しておりますが、どちらも源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族となりますか。

答 源泉控除対象配偶者とは、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除く。）で、年間の所得の見積額が95万円以下の方をいいます。

あなたの配偶者は、給与の年収160万円から給与所得控除額55万円を控除すると105万円となり、所得の要件から外れますので、源泉控除対象配偶者とはなりません。

お母様の場合は、受給している遺族年金が非課税所得であり、また、年齢が70歳以上ですので、お母様が下記の（1）から（4）の要件に該当している場合は、老人控除対象扶養親族となります。

※ 控除対象扶養親族とは、その年の12月31日の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人です。

- (1) 配偶者以外の16歳以上の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人（いわゆる養護老人）であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の所得見積額が48万円以下であること。
- (4) 原則として、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

◇年間所得見積額が48万円以下となる場合

- ・ 給与年収は、103万円以下の者
- ・ 公的年金の収入額は、65歳未満なら108万円以下の者
65歳以上なら158万円以下の者
- ・ 遺族及び障害を給付事由とする年金は、非課税所得

※ 上記の例は、いずれも他の所得が無いことを前提にしています。

次の問33の公的年金等控除額及び給与所得控除額を参照

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

なお、生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金などは公的年金等には該当しません。

問35 源泉控除対象配偶者に所得がある場合、「所得の種類・金額」欄は、どのように記入すればよいですか。

また、各種の所得合計額から「退職所得を除いた金額」を記載する欄が設けられていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。

答 所得の種類によって、次のように記入してください（ご自分で所得見積額（※）を計算し、所得見積額を記入してください。収入額をそのまま記入すると控除対象外と判断される場合がありますのでご注意ください。）。

◇所得が1種類の場合

所得の種類が「給与のみ」または「年金のみ」の場合は、該当種類を○で囲み、手引きの8頁を参照して所得金額を計算し、「所得見積額」を金額欄に記入してください。複数の公的年金を受給している場合は、年金の合計額から所得見積額を計算し、その額を記入してください。

◇所得が複数の場合

複数の所得がある場合、「所得の種類」は該当するもの全てを○で囲み、各々の所得金額を計算して、所得金額を記入してください。所得の種類が年金または給与以外の場合は、「その他」を○で囲んでください。

◇所得がない場合または計算した結果年間所得見積額が0円の場合

記入不要です。

令和7年中の所得の見積額が95万円以下の場合に、所得税法上の源泉控除対象配偶者に該当しますが、所得見積額が48万円から95万円以下の源泉控除対象配偶者について、市区町村へ報告することが義務付けられています。

また、令和7年に退職所得を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、当該退職所得を除いた合計所得見積額を用いて個人住民税の計算（公的年金等控除額を算出するために用いる合計所得金額の計算）を行うこととなっているため、扶養親族等申告書で「退職所得を除いた金額」の記載欄を設け、その情報を市区町村へ報告することとなっています。

なお、個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

（※）所得の見積額とは、各種の収入合計額からそれぞれに必要な経費、給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いた、その年に得られる所得金額をいいます。

所得の種類・金額欄の記入方法

所得の種類	「所得の種類・金額」欄の記入方法	
所得がないまたは年間所得見積額が0円の場合	記入不要	記入不要
年金のみ	「年金」を○で囲む	年金の年間所得見積額を記入
年金と給与の場合	「年金」・「給与」の2か所を○で囲む	年金と給与それぞれの年間所得見積額を記入
給与とその他の所得の場合（ <u>その他の所得が退職所得の場合</u> ）	「給与」・「その他」を○で囲む	給与とその他それぞれの年間所得見積額を記入（その他の所得が退職所得の場合、 <u>退職所得を除く</u> 年間所得見積額を右欄に記入）

所得の種類・金額	
年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与 万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他 万円	万円
年金 30 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与 万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他 万円	万円
年金 30 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与 10 万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他 万円	万円
年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与 40 万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他 250 万円	40 万円

<参考事例> 年金と給与収入がある場合の年間所得見積額の計算方法

問 64歳の妻が、老齢厚生年金（年額80万円）を受給していますが、ほかに給与収入（年額90万円）もあります。妻を私の年金の源泉控除対象配偶者として申告することができますか。

答 年間所得見積額が95万円以下であれば、源泉控除対象配偶者として申告できます。年間所得見積額は、年金の年間収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額と給与の年間収入金額から給与所得控除額を差し引いた額を合算して計算します。

なお、公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除額（年金所得額（10万円を超える場合には10万円）＋給与所得控除後の給与等の額（10万円を超える場合には10万円）－10万円）があり、給与所得から控除されます。

年金 80万円（年金の年間収入金額）－60万円（公的年金等控除額）＝20万円

給与 90万円（給与の年間収入金額）－55万円（給与所得控除額）＝35万円

所得金額調整控除額 10万円（年金所得額）＋10万円（給与所得）－10万円＝10万円

年間所得見積額 20万円＋35万円－10万円＝45万円

以上の計算から、年間所得見積額が95万円以下となるため、源泉控除対象配偶者として申告することができます。

○ 公的年金等控除額

65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円

65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生れた方）

公的年金等の収入金額	控 除 額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+27万5千円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+68万5千円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+145万5千円

○ 給与所得控除額

給与の収入金額	控 除 額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（更問） 源泉控除対象配偶者の令和6年の所得見積額は46万円（給与のみ）でした。令和7年は54万円（給与のみ）となる見込みです。引き続き源泉控除対象配偶者となりますので、扶養親族等申告書は「変更なし」として提出してよいですか。

答 年間所得見積額に変更がありますので、「変更あり」に斜線をひき、予め印字してある箇所以外の申告する箇所を全て記入して提出してください。また、源泉控除対象配偶者の年間所得見積額の記入欄には、「54」と記入してください。

6 源泉控除対象配偶者等												
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住 所	所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障 害 の 状 況				
					〇を付けてください	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です)。	手帳の種類	等級	区 分		
共 濟 花 子		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等(含・老人控除対象配偶者)	大 ⑧ 平 37.2.1	0 同居	万円	54	1 身体障害者		1普通障害		
個人番号(マイナンバー)		*	*	*	*	*	*	*	*	*		
申告済		*	*	*	*	*	*	*	*	*		
						別居(国内)	万円	2 精神障害者		2特別障害		
						別居(国外)	万円	3 その他				

問36 源泉控除対象配偶者（または控除対象扶養親族）が、老人ホームに入りました。別居になるので変更ありとして申告すべきですか。

答 扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引き、申告する事項を全て記入し、⁸「摘要」欄に必要事項（氏名及び住所）を記入して提出してください（「問48」を参照）。

問37 16歳未満の者は控除対象の扶養親族ではないのに、なぜ氏名を記入しなければならないのですか。

答 この扶養親族等申告書は、地方税法の規定による、公的年金等の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねているためです。

地方税法では、住民税の非課税を判定する金額の算出のため、また、国民年金保険料の免除認定等に16歳未満の扶養親族も含めた扶養親族情報が必要なため、16歳未満の扶養親族の氏名等の記載を求められています。

問38 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書を送付されてきましたが、このとき子をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか。

答 お子様は、どちらか一方の扶養控除の対象となります。

ご夫婦それぞれの扶養控除の対象とすることはできません。

お子様を一方の親が提出する扶養親族等申告書で扶養控除の対象として申告し、扶養控除の対象としない親が提出する扶養親族等申告書の⁸の「摘要」欄にお子様の情報を記入してください。

「問24」参照

問39 再婚した後妻の子で養子縁組をしていない子は、夫の扶養親族になりますか。

答 配偶者の子は1親等の姻族に該当し、養子縁組をしていない場合であっても、生

計を同じくするなど一定の要件を満たす場合には、扶養控除の対象となる扶養親族に該当します。

※ 居住者の親族は、その居住者と生計を同じくするなど一定の要件を満たす場合には、扶養控除の対象となる扶養親族に該当します（所得税法第2条第1項第34号、第84条）。

ここでいう「親族」とは、民法の規定に従い、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいい（民法第725条）、「姻族」とは、配偶者の血族及び自己の血族の配偶者をいいますので、配偶者の子は、1親等の親族に該当することになります。

問40 別居している大学生の子は、扶養親族になりますか。
また、国外に別居している場合は、要件は変わりますか。

答 あなたと生計を同じくし、年間所得見積額が48万円以下の方であれば、扶養親族に該当します。

この場合の「生計を同じくする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、勤務・修学・療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、修学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を同じくするものと扱われます。

なお、配偶者を除く扶養親族が国外に別居している場合について、令和5年分の申告から要件が変更となりました（詳しくは**問24**を参照してください）。

問41 大学生の子を扶養していますが、来春に就職する予定です。どのように申告すればよいですか。

答 現時点では、控除対象扶養親族として申告することができます。

お子様が就職されましたら、お子様を控除対象扶養親族から除く必要がありますので、改めて扶養親族等申告書をご提出いただくことになります。

用紙を送付しますので、当共済組合の年金相談課調査係（電話：03-3261-9842）に連絡してください。

問42 「生計を一にする子（年間所得見積額が48万円以下で他者の扶養親族になっていない人）」は「扶養親族である子」とどう違うのですか。

答 「生計を一にする」に該当する方は、ほとんどの方が「扶養親族」に該当しますが、青色事業専従者及び白色事業専従者（個人事業主の親族従業員）の方は、「扶養親族」には該当しません。

○ 障害者控除について

問43 扶養親族の子が障害基礎年金を受け取っていますが、障害者手帳はなく、市からの認定書などありません。障害者控除は申告できますか。

答 障害基礎年金を受給しているだけでは、障害者としての申告はできません。障害者手帳の交付などを受ける必要があります。

問44 私は障害を持つ家族を扶養していますが、障害の区分（特別/普通）が分からないので教えてください。

答 扶養親族の方が、身体障害者手帳をお持ちの場合は、手帳の等級が1級または2級ならば「特別」に該当します（身体障害者手帳でない場合は、以下のとおり）。
なお、障害の区分は、手引きの6頁を参考にしてください。

◇障害の区分

・障害者手帳を受けている場合

1・2級が特別、3級以下が普通

・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を受けている場合

1級・Aが特別、2級・B以下が普通

・手帳を持っていなくても、寝たきりの場合は特別

（等級の欄に⑦と記入）

・手帳を持っていなくても、成年被後見人の場合は特別

（等級の欄に①と記入）

・原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている場合（厚生労働大臣から認定書が交付され医療特別手当が支給されている方）は、特別

（等級の欄に⑥と記入）

※ ご本人が所得税法上の障害者に該当する場合は、扶養親族等申告書の³の「本人障害」欄にご本人の障害等級等を記入します。

※ ⁸摘要欄に、障害に該当される方の氏名と、手帳等の交付年月日または認定年月日を記入してください。

※ 障害者手帳等のコピーの添付は不要です。

※ パーキンソン病だけでは、障害者控除の適用を受けることができません（次の「問45」参照）。

※ 介護保険法の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除の適用を受けることができません（次の「問45」参照）。

問45 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることはできますか（パーキンソン病に該当しますが、障害者控除の適用を受けることはできますか。）。

答 介護保険法の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることができません（また、パーキンソン病だけでは、障害者控除の適用を受けることができません。）。

65歳以上の方で、市区町村から障害者控除の認定書を受けている場合は、障害者控除を受けることができますので、市役所等に相談してください（手引き6頁障害者控除の説明⑧参照）。

その場合は、「等級」欄に「⑧」と記入し、認定書に記載されている特別または普通の区分を○で囲み、**8**摘要欄に該当する方の氏名と認定年月日を記入してください。

<記入例>

3	手帳の種類	等級	区分
本人障害	1 身体障害者	⑧	1 普通障害
	2 精神障害者		2 特別障害
	3 その他		

8 摘要欄【(1)別居(国内)の扶養親族等 (2)別居(国外)の配偶者 (3)別居(国外)の扶養親族 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

共済 花子 令和5年12月1日

※ 障害者控除認定書は、お住まいの市区町村で発行を受けられますので、詳しくは市区町村の福祉事務所窓口にお問い合わせください。

問46 特定医療費（指定難病）受給者証を持っています。障害者控除の適用を受けることはできますか。

答 特定医療費（指定難病）受給者証が発行されているだけでは、障害者控除を受けることはできません。

問47 手引きの6頁「障害者控除の説明」の表に記載のある①の「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とはどのような状態をいいますか。また、何か証明できるものが必要となりますか。

答 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、具体的に例を挙げると、成年被後見人として家庭裁判所の審判を受けた方ということになります。

また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを扶養親族等申告書に添付する必要はありません。

問48 成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除を受けることが出来ますか。

答 特別障害者として障害者控除を受けることができます。

所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」は特別障害者に該当します。

成年被後見人の精神の状況について（民法第7条）、同一の用語を用いていることから、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当します。

問49 扶養している特別障害者の同居・別居は、どのように判断するのですか。

答 同居として認められる場合は、「受給者、その配偶者または受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかと日常的に同居している」こととなります。

病気の治療のため入院していることにより受給者と別居している場合は、結果として1年以上といった長期にわたる場合であっても、同居に該当するものとして取り扱います。

ただし、老人ホームなどへ入所している場合は、老人ホームが居所となり、同居には該当しません。

具体的な同居・別居の判断は、最寄りの税務署に確認してください。

問50 扶養している15歳の子が障害を持っていますが、どこに記入したらよいですか。

答 扶養親族等申告書の〔7〕に記入し、障害の手帳等が交付されている場合は、〔8〕「摘要」欄に、氏名と交付年月日を記入してください。

16歳未満の者にかかる扶養控除は平成23年分から廃止されていますが、障害をお持ちの場合は、その方の分の障害者控除を受けることができます。

○ 寡婦（ひとり親）控除について

問51 扶養親族等申告書の⁵「寡婦等」欄は、受給者の年間所得見積額が500万円以下、または退職所得を除いた年間所得見積額が500万円以下に応じて記載箇所が異なりますが、これはどのような違いがあるのでしょうか。

答 受給者の年間所得見積額が、500万円を超える場合は、所得税の寡婦等控除の対象になりませんが、退職所得を除いた年間所得見積額が500万円以下の場合で、寡婦等控除の要件に該当する場合、地方税（個人住民税）の控除対象となります。

扶養親族等申告書でその情報を申告し、市区町村へ報告することとなっているため、「退職所得を除いた年間所得見積額が500万円以下」の記載項目を下段に設けています（詳細は手引きの4頁をご覧ください。）。

よって、受給者が退職所得を受給する予定がない場合は、全て上段の該当箇所に○を付してください。

なお、個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

問52 私には会社に勤めている子がおり、子の年間所得見積額は300万円です。令和6年8月に妻が亡くなりましたが、私は所得税法上のひとり親控除に該当しますか。

答 所得税法上のひとり親控除には該当しません。

令和2年度の税制改正（公的年金等については令和3年1月1日以降対応）により、男性の寡夫控除はひとり親控除として取り扱うこととなりました。ひとり親控除は、「生計を一にする子」または「扶養親族等である子」がいる場合に限られていますが、お子様は、会社に勤めており、年間所得見積額が48万円を超えているため、「生計を一にする子」または「扶養親族等である子」には該当しません。

しかしながら、例えば当該子が会社を退職し、その際に退職所得を受給する予定となり、当該退職所得を除くと年間所得見積額が48万円以下となる場合は、所得税法上の控除対象にはなりませんが、地方税（個人住民税）の控除対象となりますので、扶養親族等申告書の⁵寡婦・ひとり親欄の下段、地方税（個人住民税）控除のみの「ひとり親控除」に○を付してください。

【ひとり親控除】

配偶者と死別・離婚等した方のうち、年間所得見積額が48万円以下の子（生徒・学生・事情があつて働けない方・定年退職後年金を受給する前の方など。年齢に制限はありません。）がいる方に対し、所得税を控除するものです。

【寡婦控除】

一部（※）を除き、扶養親族がいなくても対象になり得ますので、多くの方が寡婦控除に該当するものと考えられます。

※ 離婚して夫がいない方、または、年間所得見積額が500万円以上の方で、扶養親族等がいない方

○寡婦（ひとり親）控除の対象区分

受給者の年間所得見積額	受給者の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円以下	女性	子以外の扶養親族あり	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族なし	死別・生死不明	寡婦
		子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	男性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親

※受給者の年間所得見積額が500万円を超える場合は、対象となりません。

※子の年齢に制限はありません。

問53 寡婦控除またはひとり親控除を受けるための配偶者の「生死が明らかでない方」というのは、具体的に「〇年間、生死が明らかでない場合」といった要件などはありますか。

答 一般的には「3年以上生死が明らかでない者」となりますが、次の場合に該当する時は、3年経たずとも寡婦控除またはひとり親控除を申告できます。

- (1) ・船舶が沈没、転覆、滅失または行方不明となった際、現にその船舶に乗っていた者
・船舶に乗っていて、その船舶の航行中に行方不明となった者
・航空機が墜落、滅失または行方不明となった際、現にその航空機に乗っていた者

航空機に乗っていて、その航空機の航行中に行方不明となった者…3ヶ月

- (2) 上記(1)に掲げる場合以外で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去った後その生死が明らかでないもの…1年

※ 民法上の「失踪」とは行方不明の期間が異なることにご留意ください。

問54 受給者である私は、夫と死別後その事業を引継ぎ、子を青色事業専従者（フリーまたは個人事業主の親族従業員（年間所得見積額は48万円以下））としています。私の本年分の年間所得見積額は600万円ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。

なお、私にはこの子以外の子及び扶養親族はおりません。また、子は独身で他の人の控除対象扶養親族になっておりません。

答 年間所得見積額は600万円とのことですので、寡婦控除またはひとり親控除には該当しません。

寡婦控除に該当する方は、令和7年中の年間所得見積額が500万円以下の方で、次の要件のいずれかにあてはまる方をいいます。

- 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、子以外の扶養親族がいる方。
- 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方（この場合は、扶養親族等がいるまたはいないなどの要件は必要ありません）。

また、ひとり親控除に該当する方は、和7年中の年間所得見積額が48万円以下の方のうち、次の要件をすべて満たす方をいいます。

- 配偶者と死別または離婚した後婚姻をしていない方や、配偶者の生死が明らかでない方、未婚のひとり親
- 扶養親族である子または生計を同じくする子（令、他の人の控除対象配偶者または扶養親族となっていない方に限ります）がいる方

※ 青色事業専従者として給与を支払われている者や白色事業専従者である場合、扶養親族には該当しませんので、あなたの場合、お子様は扶養親族には該当しませんが、生計を同じくする子には該当します。

問55 私は内縁関係にあった男性と別れた未婚の母ですが、寡婦控除またはひとり親控除に該当しますか。

答 未婚のひとり親（ただし、住民票の続柄に「妻（未届）」または「夫（未届）」の記載がない場合）に該当しますので、他の要件にも該当するのであれば、ひとり親控除に該当します。

なお、寡婦控除は法律婚を前提としていますので、あなたの場合は該当しません。

※寡婦控除及びひとり親控除に該当する要件については「問52」を参照して

ください。

民法上、離婚とは、生存中に婚姻を解消することをいいます。

所得税法における「配偶者」とは、民法の規定による配偶者をいうこととされ、内縁関係にある者はこれに該当しないものとされています。

したがって、内縁関係にあつて別れた場合は、離婚したのではないため、寡婦控除の要件とされる「夫と離婚した後婚姻していない者」にはあらず、寡婦控除には該当しません。

問56 16歳未満の子は控除対象ではありませんが、寡婦控除の要件である「扶養親族または生計を一にする子」に該当しますか。

答 「寡婦控除」の要件とされる「扶養親族または生計を一にする子」には年齢要件がありませんので、該当します。

ただし、「扶養控除」の要件とされる「扶養親族」は16歳以上の者とされていますので、これには該当しません。

問57 私は妻を源泉控除対象配偶者としていました。ところが、妻は令和6年9月に亡くなりました。このような場合、私は配偶者控除とひとり親控除を併せて適用となりますか。

答 令和6年分については、配偶者控除と、また、生計を一にする子がいるかなどの要件に該当すればひとり親控除の両方が適用できますので、確定申告で所得税の精算を行ってください。

一方で、令和7年分の扶養親族等申告書では、配偶者控除（手引きの7頁の「控除対象となる配偶者、扶養親族の説明」をご参照ください。）は該当しませんが、生計を同じくする子がいるかなどの要件に該当すればひとり親控除を申告できますので、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、裏面を含め、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

配偶者控除あるいはひとり親控除に該当するかどうかは、通常その年の12月31日の現況により判定することになっていますが、控除対象配偶者が年の途中で死亡された場合は、その死亡時の現況により判定することとされています。

したがって、配偶者控除については、妻が死亡された時点で判定することとなりますので、この時点で、生計を同じにしているかなどの控除対象配偶者としての要

件が満たされていれば配偶者控除が受けられます。

次に、ひとり親控除については、12月31日の時点で判定することとなりますが、ひとり親控除としての要件を満たしていれば、これも受けられることとなります。

ひとり親控除に該当する方の要件は「問52」を参照してください。

問58 私は年間所得見積額が500万円以下であり、過去に夫と離婚したことがありますが、寡婦控除に該当しますか。
なお、親族などを扶養していません。

答 寡婦控除に該当しません。

離婚した後に婚姻をしていない方で、扶養者がいないケースは、寡婦控除の対象外となります。

問59 夫と死別し、収入は年金収入のみです。子と孫を扶養に入れていましたが、子の年間所得見積額が48万円を超えたため、子が扶養から外れることになりました。孫は扶養しています。私は寡婦控除に該当しますか。

答 孫を扶養しているため、寡婦控除に該当します。

寡婦控除に該当する方の要件のうち、

- 夫（民法上の婚姻関係（法律婚））と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、子以外の扶養親族がいる方。また、令和7年中の年間所得見積額が500万円以下の方。

という要件を満たすため、「寡婦控除」に該当します。

寡婦控除に該当する要件については「問52」、「問54」を参照してください。

問60 「生計を一にする子」とは、どのような場合に該当するのですか。

答 所得税法上では、次のような場合を指します。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次にあげる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
- イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合。
- ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合。
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

例えば、単身赴任など勤務の都合や、下宿など学校への通学の都合、あるいは療養の都合や離婚によりご本人様と離れて住んでいるお子様であっても、休暇のときなどには帰ってくるような場合（帰省）があり、かつ、生活費などの送金が常に行われている場合（仕送り）には、「生計を一にするもの」とされています。

（更問） 離婚後、元妻が引取った子（16歳）の養育費を元夫が負担している時は、その元夫と子は「生計を一にしている」ものとして元夫の扶養控除の対象として差し支えありませんか。

答 離婚に伴う養育費の支払が、①扶養義務の履行として、②「成人に達するまで」など一定の年齢に限って行われるものである場合には、その支払われている期間については、原則として「生計を一にしている」ものとして、元夫の「扶養控除」の対象として差し支えありません。

また、生計を一にする子がいるかなどの要件に該当すれば、元夫の「ひとり親控除」の対象にもなります。

問61 手引きに源泉所得税額の計算方法が載っていないので、源泉所得税額の計算方法を教えてください。

答 お送りした手引きの紙面の都合上、源泉所得税額の計算方法を載せることができませんでした。

源泉所得税額の計算方法は次のとおりです。

○ 「扶養親族等申告書」を提出した方

徴収税額＝（年金の支給額－控除額）

× 5% × 102.1%（※）

控除額＝（下記表の基礎的控除額＋人的控除額）×支給月数

* 老齢基礎年金を受給している場合の控除額は、上記の控除額から月額
47,500円が減額されます。

○ 「扶養親族等申告書」を提出していない方

$$\text{徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \\ \times 5\% \times 102.1\% \text{ (※)}$$

$$\text{控除額} = (\text{下記表の基礎的控除額}) \times \text{支給月数}$$

* 老齢基礎年金を受給している場合の控除額は、上記の控除額から月額
47,500円が減額されます。

※ 東日本大震災の復興のための特別措置として、所得税の額の2.1%相当額の
復興特別所得税を、所得税と併せて源泉徴収することとされています。

そのため、税率は $5\% \times 102.1\% = 5.105\%$ となります。

控除の種類		控除額（月額）	
基 礎 的 控 除 額	65歳以上	年金の月割額×25%+65,000円 (135,000円未満の場合は135,000円)	
	65歳未満	年金の月割額×25%+65,000円 (90,000円未満の場合は90,000円)	
人 的 控 除 額	源泉控除対象配偶者		32,500円
	老人控除対象配偶者		40,000円
	控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	40,000円
		特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	52,500円
	障害者 (1人につき)	普通障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
		同居特別障害者	62,500円
寡婦等	寡婦	22,500円	
	ひとり親	30,000円	

○ 個人番号（マイナンバー）関係について

問62 扶養親族等申告書には誰の個人番号（マイナンバー）を記入するのですか。

答 扶養控除等を申告される方は、対象となる扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

年金受給者ご本人の個人番号（マイナンバー）につきましては、年金決定時に確認していますので、記入する必要はありません。

問63 扶養親族等申告書に記入する個人番号（マイナンバー）は、どのように確認すればよいですか。

答 お住まいの市区町村から「個人番号カード」を受けた方は、当該カードの裏面に個人番号（マイナンバー。12桁の数字）が記載されていますので、その番号を記入してください。

また、平成27年10月中旬以降にお住まいの市区町村から送付された個人番号（マイナンバー）の「通知カード」の表面の上部も個人番号（マイナンバー。12桁の数字）が記載されています。

なお、お手元に「個人番号カード」または「通知カード」がなく、個人番号の確認ができない場合は、「個人番号が記載された住民票の写し」を取得いただくことにより、個人番号の確認が可能です。

(個人番号カードの見本)



この12桁の番号を申告書に記入する。

図表

(通知カードの見本)



この12桁の番号を申告書に記入する。

【おもて面】

問64 扶養控除を申告する場合、必ず、当該扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入しなければならないのですか。

答 番号法の施行に伴い、所得税法等の改正が行われ、扶養親族等申告書には扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入して提出しなければならないこととされました。

○所得税法第203条の5第1項

第二百三条の五 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を經由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第五項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該公的年金等の支払者の名称
- 二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者又は寡婦若しくは寡夫に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
- 三 控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
- 四 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実
- 五 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その

者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

六 第三号の控除対象配偶者、第四号の控除対象扶養親族又は前号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合には、その旨

七 その他財務省令で定める事項

問65 個人番号（マイナンバー）を記入しないで提出した場合はどうなるのですか。

答 個人番号（マイナンバー）を記入していただけなかった場合でも、その記入がないことをもって、当該扶養親族申告書を受け付けないということはありません。また、個人番号（マイナンバー）の記入がない場合であっても提出された内容に従った所得税額の計算を行います。

しかし、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）は、所得税法等の法令で定められた扶養親族等申告書の記載事項であるため、記入をお願いします。

なお、令和6年6月支給期から実施中の定額減税や、源泉徴収票は、個人番号の報告の有無によって記載内容等が異なっています。

問66 扶養親族等がない場合は、個人番号（マイナンバー）の記入をしなくてもよいのですか。

答 扶養親族等がおらず、配偶者控除・扶養控除を申告されない方は、個人番号（マイナンバー）を記入する必要はありません。

問67 私は以前から扶養控除を記入して扶養親族等申告書を提出していますが、扶養親族等に変更はなく、令和7年分の扶養親族等申告書には「変更なし」として提出する予定です。

その場合、個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。

答 前回提出までに控除対象となる方の個人番号（マイナンバー）を申告されている方は、**6**または**7**「氏名」欄に氏名が印字され、「個人番号」欄は「*****申告済*****」と表示されています。

前回提出までに控除対象となる方の個人番号（マイナンバー）を記入されなかった

方や、控除対象となる方の氏名の記入漏れや記入された個人番号（マイナンバー）の桁数不足等によりシステムに登録できなかった方は、この欄が空白となっていますので、個人番号等を記入のうえ、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

また、記入された個人番号（マイナンバー）に変更があった場合も当共済組合に個人番号（マイナンバー）を申告いただく必要がありますので、⁶または⁷にある個人番号欄の「****申告済****」という印字を二重線で取り消し、余白に変更後の個人番号（マイナンバー）を記入のうえ、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

<個人番号（マイナンバー）に変更が生じた場合>

6 源泉控除対象配偶者等												
氏名		続柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください		所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障害の状況			
									手帳の種類	等級	区分	
共済 花子		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含・老人控除対象配偶者)	大 昭 平	0	同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1普通障害		
				3 7 . 2 . 1	1	別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		2特別障害	
個人番号 (マイナンバー)				組合使用欄		別居(国外)	その他 万円		3 その他			
0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	

問68 「変更あり」として申告する場合は、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますか。

答 新たに控除対象となる方を申告される方は、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

また、すでに申告済みの方を控除対象から除く場合は、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、控除対象から除く方の氏名及び個人番号を二重線で取り消し、その他の申告する事項は、すべて記入して提出してください。

<申告済みの方を控除対象から除く場合>

6 源泉控除対象配偶者等												
氏名		続柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください		所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障害の状況			
									手帳の種類	等級	区分	
共済 花子		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含・老人控除対象配偶者)	大 昭 平	0	同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1普通障害		
					1	別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		2特別障害	
個人番号 (マイナンバー)				組合使用欄		別居(国外)	その他 万円		3 その他			
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

問69 昨年、扶養親族等申告書を提出した際に、扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入したはずですが、「個人番号」欄には「****申告済****」と表示されていません。どうしてですか。

答 昨年、扶養親族等申告書に個人番号（マイナンバー）をご記入いただいたことですが、令和6年8月以降に扶養親族等申告書を提出された方や控除対象となる方の氏名の記入が漏れていたり、記入された個人番号（マイナンバー）の桁数が不足していた方等については、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）がシステムに登録できておりません。

大変お手数ですが、個人番号等を記入のうえ、扶養親族等申告書の¹の「変更あり」に斜線を引いて、個人番号（マイナンバー）を含め、申告する該当事項をすべて記入して提出してください。

問70 扶養親族等申告書の個人番号欄の横にある数字は、何ですか。

答 扶養親族等申告書の個人番号（マイナンバー）欄の横にある数字は、当組合で処理を行う時に必要な数字です。

この数字は消さないでください。

問71 マイナンバー制度について、詳しく教えてください。

答 個人番号（マイナンバー）の「通知カード」、「個人番号カード」に関することや、「個人番号カード」の紛失・盗難、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の窓口またはマイナンバー総合フリーダイヤルにお願いいたします。

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

平日：9時30分～20：00

土日祝：9時30分～17：30（年末年始を除く）

※ 当該フリーダイヤルは、当共済組合が運営するものではありません。

○ その他

問72 返信用封筒の宛先が東京都荒川区で「ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内」となっているのは、どうしてですか。

答 当共済組合では、扶養親族等申告書に係る業務の一部を外部委託しており、今年度は「ニューコン株式会社」に委託しました。

したがって、扶養親族等申告書の返信先については、委託業務を行う東京都荒川区の「ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内」となっています。

問73 平成29年、日本年金機構においては、扶養親族等申告書に係る業務委託先でのデータの入力漏れ、入力ミス及び契約違反による再委託等が問題になっていましたが、今年の共済組合の業務委託先である「ニューコン株式会社」は、信頼できる業者ですか。

答 当共済組合においては、平成29年の日本年金機構の問題点を踏まえて、今年度におきましても、委託先の選定条件をより厳しくし、選定しています。

「ニューコン株式会社」は、プライバシーマークやISO27001を取得しており、個人情報の漏えい対策や情報セキュリティ対策について第三者機関の認証を受けています。

業務の実施に当たっては、入退室口にICカードによる入退室記録装置を設置した当共済組合の業務を行うためだけの専用室を確保し、専用室内は監視カメラにより、作業員の出入りや業務の処理状況を監視し、作業時間外においても、警備会社による夜間警備を実施しています。また、業務で使用するパソコン等の情報機器はすべてインターネット等の外部への通信回線の接続を禁止するなど、当共済組合の執務室内で業務を実施する場合と同様の個人情報の管理体制が担保されています。

なお、業務実施前に当共済組合が同社の現地調査を行い、個人情報の管理体制を確認しており、業務実施中にも、適宜、現地調査を実施します。

当共済組合の監督の下、厳重に管理し、個人情報保護に万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

問74 令和6年分の源泉徴収票はいつ発送されますか。

答 令和7年1月中旬に発送する予定です。

問75 所得税額が定額減税分に達していない場合、減税額に達するまで来年以降も減税されますか。

答 定額減税は、令和6年中に支払われる年金等を対象としています。現在のところ、令和7年以降は行われ不见込です。

なお、減税額が年金から源泉徴収する所得税額および特別徴収する個人住民税額を上回り、控除しきれない金額がある場合、各市町村で行われる給付措置を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

問76 現時点での減税額を教えてください。

答 令和7年1月に送付する源泉徴収票の摘要欄に金額を記載しますので、そちらでご確認ください。

問77 給与収入と年金収入があり、双方で減税されています。二か所で減税されているので確定申告をする必要がありますか。

答 複数の公的年金等や給与等で重複して定額減税を受けたことのみをもって、確定申告を行う必要はありません。

このため、従来通り確定申告すれば税金が還付される方や、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であって、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であることにより、確定申告が不要とされている方など一定の方については、必ずしも確定申告をする必要はありません。

なお、確定申告が必要な方や、確定申告が不要であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出する方は、申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

確定申告などの所得税に関するお問い合わせは、管轄の税務署に相談してください。

個人住民税の特別徴収に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村に相談してください。

問78 年金の支給額から源泉徴収を希望していましたが、令和6年6月以降、源泉徴収されていませんでした。令和7年は年金の支給額から源泉徴収を希望する場合、申告書はどのように記載したらよいのでしょうか。

答 源泉徴収の対象となる年金を受給されている方は、令和6年6月のお支払いから定額減税が適用されていますので、定額減税額に達するまで年金の支給額から源泉徴収されていません。

問79 令和6年の申告書を提出する際に、配偶者の所得見積額をどのように記入したか忘れました。定額減税の対象となっているか確認はできますか。

答 令和7年1月に送付する源泉徴収票で確認してください。

(更問)

私の定額減税分に含まれていない配偶者の分の減税はどのようになっているのでしょうか。

答 令和6年中の所得見積額が48万円超の配偶者は、配偶者自身に所得税が生じる際に、定額減税の控除が行われます。

また、本来は控除対象扶養親族であるが、申告書に記載漏れ等により、定額減税の対象となっていない方の分については、確定申告で調整していただくことになります。

詳しくは、所得税については税務署、住民税についてはお住まいの市区町村にご確認ください(「問22」、「問31」参照)。